

石城志

拾

和書門			
類	號	函	册
二九三七	一	二	二
二	四	册	架

內閣文庫			
和書	號	册	函
二九三七	一	二	二
二	四	册	架

内二〇四五號

內閣文庫	
番號	和 29371
冊數	12 (10 )
函號	176 63



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale

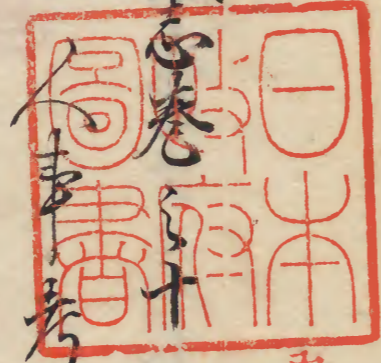


© Kodak, 2007 TM: Kodak



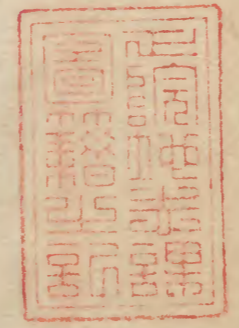


石城心卷



中目録

丙 一 一 〇 四 五 號



大賀



跡

村

清水

川原

伊波

吉田

奥

神谷

柴田

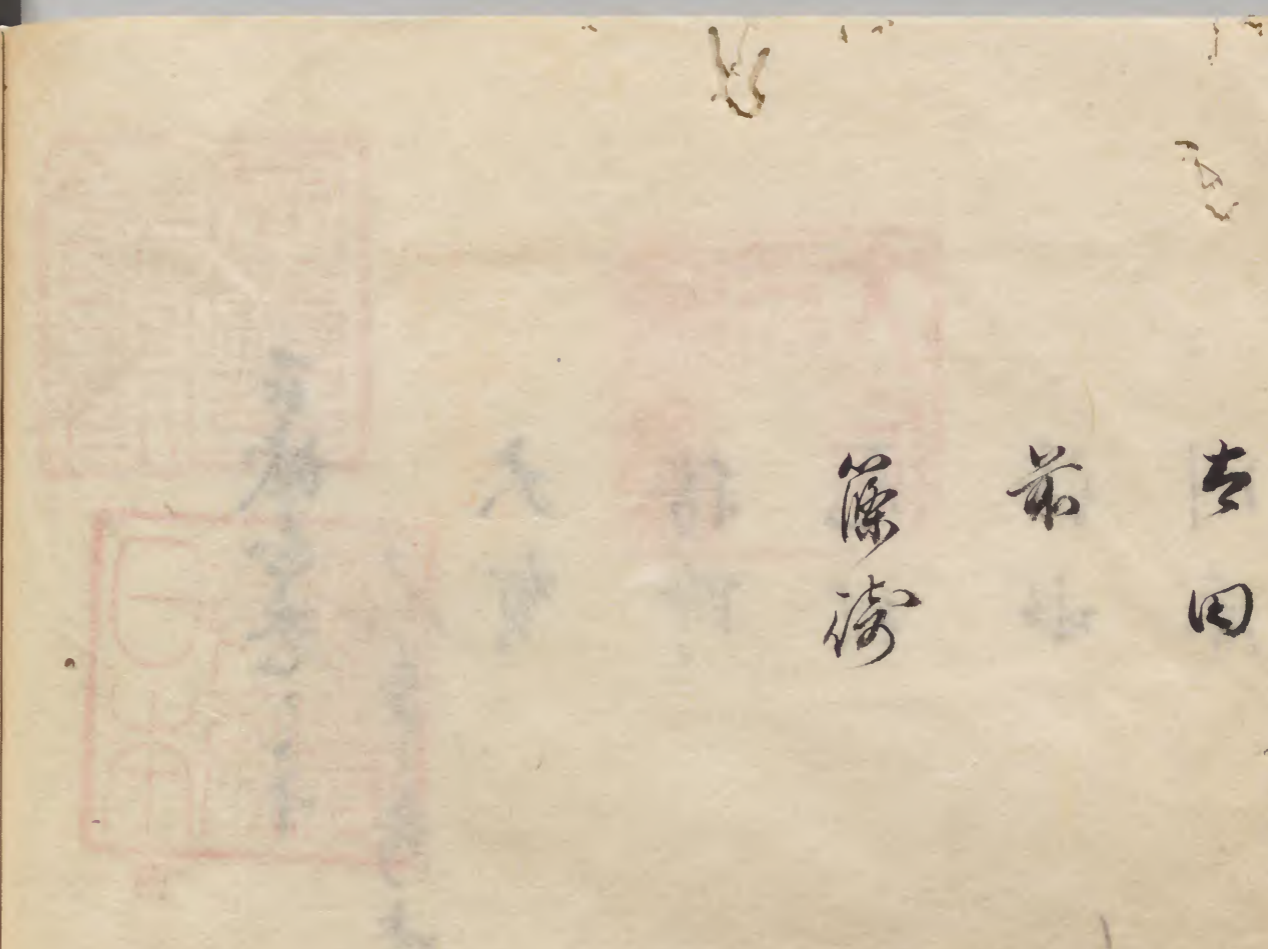
左田

上原

前

中野

藤崎



石城志出之十

津田元顧授定  
男元貫編採



人事中  
大賀傳

多澤略曰日向國祖母嶽の古蛇人下化して海川大  
細多の息女と通ふ世時大細を産後一人の男子と生る  
そは大津惟基と云ふ世々お侍て其後の緒方家  
惟宗に到り時嘉永の乱より年好悪く流布す

乙は惟宗源氏に属して平家と追討を蒙るの  
途に其苦しみよりて頼朝に怒るを後と後ねし  
國に田を配する其後惟宗を配と定むるを  
ひき後正位伯朝と仰りて子孫傳へり大友義  
澄の所佐伯氏長作と仰り梅年終の城に在り  
少少とて大友家の為より自害するは悔く梅  
年終の城と其伯父惟宗に仰り惟宗は兄の惟信  
を討つと争ひしうおれた由來し惟信は義朝討つと來  
つて惟信伯朝と仰り中姓大伴と稱するは  
知て又とていふ家産之

知て又とていふ家産之  
とていふ後剽奪して及九上長氏  
人ともいふ大伴と仰り大伴の文字は惟信後朱印を宗  
福わんといふは其意あり其父長元初め九上  
阿媽港の地は姓く五市と成り其地は名世義の敗を  
核事するは其ハ國君の御用も之より多し  
とて元如甲年 長政より物産部中系村系の内面  
十八石武斗の甲甲合の地は内面二十石九斗八合  
合百七石武斗甲甲合の地は内面二十石九斗八合

二部元方の判別あり後其後所西佛は隆宅と稱して  
佐よりと来山床氏の古伝の如き記之書永十八年  
九月七日某として死す別所待守の子院初住原  
某は是乃れ之建まきりち也故に代の横巻世而  
よりの是九葉田家者なりとありて子と生んば婦  
某高は名は是判別し之と某後町上東佛とて  
後と其の昔高は名宗忠と其の長孫其乃れ  
二男宗忠の子あり其の神代は也子は名を  
某と名にす子高は名宗忠と其の長孫山床氏の

ありて其の昔高は名宗忠と其の長孫其乃れ  
其は名宗春と其の如く子ありて其の長孫其乃れ  
故に其の子孫は其の文を其の如くと嗣ひ別々の古なり也  
又宗忠某の宗伯女を其の書に宗忠女と其の書に日人女  
宗忠某の竹家氏の女文と其の書に日姓長治女と二男九  
子ありは名は竹宗伯宗伯宗伯と其の子ありて其の書に  
其の伊豆小あり女也子ありて其の書に二男其の  
佐高は名宗伯本家と其の書に其後河東佛と其の書に西條  
其年 志之なりと其の書に其の書に其の書に其の書に

黒船の来りたるにつきて、耶蘇の印法ぬくにひら  
り紀元天付の来の農氏於ふに於ては、  
とて九州皆く福ありしなり。備し南島の外  
ほり出まよるは、公の御心を以て、  
船日中、来りし時、禁止せしめ、  
と雖も、に實に、十七年、庚辰、  
長崎乃、は、高堂と、  
先年、  
飛保、

中平ノ、  
物に、  
を、  
系、  
い、  
丁亥の、  
布、  
乃、  
船の、

りや能常任かあ大寺 寛永十八年辛巳の志之ちに長崎島  
を在命とてり十九年瑞彦信長と日  
と除長崎の刺突る傷之を多候ありて先船と長  
内に入らせしも通祥決ひくともと此とゆへりし事の  
まゝとゆとあく実承へ候ききも 此等成例は御中  
中へあん船舟と六散客と獲りてとく九列の法名池  
系く湊の浦へあるの破浪へ船を打ち並陣と張く  
吾教百の軍船船を打ちと今りてと実承の御中知  
ともゆゆとあり船教百合二百餘艘の士卒四方九千人  
西伯戸町中別一書信(中島島)人教一書六百餘人  
船教舟橋船りやり船軍舟ともいふ上百餘艘 湊の舟は右の

たるはははのふ浦へ候と法名陣にありてと  
形一書信の軍士船のまゝとてとくお着人よ  
あふなりとてハ密人の船船と事とてとくあひあひと  
いふ船ありてりたりとんも計り船と法名御後  
ありて 此は島の東中津よりあの方里津の志難とて  
里所舟の海とた舟代とてとあひの大船とてと上たあ  
船の板とあふりぬとハ座原と海の向へ忽ち陸地  
あふりてと人馬は来りてと船軍船りおあひてと  
いふとあひの舟も波のあひてとてりあひとあひと

しきもろくあつて秋のしももろくく友船とてよしかれあふ  
らしきハ曜吹あらしせく用ひ藤あふもきよむにき  
に雲あの一左右波中ノ鏡付よ成るるくハ瑞穂あハ  
秋のしももろくにけり美月自れもく鏡葉映し  
海濱に運送して山の如くに横たふり物くあふ  
を秋ノ星と傳て一事あもハ鏡葉よ長命一とて  
忠之公大ノ氣といへり瑞穂あふよ先とわらうれん  
あふもろくく伴居小あつた雲あらも ちかた  
後ハ性指さるる一あハあ後とて楳津と云わすあ

ちかたの言葉あつて雲をよらふといへりあハあらとて鏡葉  
とてとて秋のしももろくに忠之公大ノ氣といへり瑞穂あ  
後よ水代あつて杖打とあふよ御一は伴居家め鏡とて  
後ハ大雲谷ノ由也あ日  
杖打とゆりきり 秋の神七月も言のらあはれは雲の  
ちかた下しきくあふもろく 雲あつて知ハをさ月をさ  
あつても 秋のしももろくにけり美月自れもく鏡葉映し  
雲よハ石大あつてとてとてとてとてとてとてとてとてとて  
とてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて  
名河野あつてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて



毎とらおろし六月卯辰の節舟を来りて世  
舟西馬港の使船にてか袖の飛込謝ふ例の如く  
り中波舟を解わん事と行ひ詔を文とせし  
誅を絶し波舟のよりいけりてはまゝとありし  
り強くまゝのありて再犯せりては堅命と  
ら終く八月廿五日の波を既りて 是之の  
御書曰入

一筆を御書七月廿八日 既波舟を滅し是後  
力御書日御書滅波舟を傷ふ方御書

計及 上中下船の波舟を使し波舟を滅し是後  
船を及及波舟の御書とありては中相  
とありては御書とありては御書とありては  
御書とありては御書とありては御書とありては

七月廿六

河部島馬守  
河部島馬守  
河部島馬守

松平飛龍守



はねのまゝ考案あり ありあり後之を度合新しき  
ふ考案ありあり

よりいし後又とて一通紙のりし村分として年々  
移まらばなりと云録二年の便納と法別と新ふる  
まらばなりと云めも止らばなりと白浪と世目元年  
ありありと云めもいし可い所の運と浪と死して  
肩振と云れりしなりなり也云保十七年より成り  
ありありと云めもいしなりなりと云めもいしなりなり  
子ありは名宗樹書に延慶十年あり妹ありと云めもいし  
是はありと云めもいしなりなりと云めもいしなりなり

なりなりと云めもいしなりなりと云めもいしなりなり  
長宗云 長宗も福也なりなりと云めもいしなりなり  
巡使使世ありなりなりと云めもいしなりなり

あり宝曆十年四月日巡按使一の市右大掾志はり  
少ね様ゆゑありなりなり一の市右大掾志はり  
なりなりと云めもいしなりなりと云めもいしなりなり  
なりなりと云めもいしなりなりと云めもいしなりなり  
も別より後免扶助ありなり又惟名宗樹も 巡按一の  
なりなりと云めもいしなりなりと云めもいしなりなり

此後所用も舊より修くべきものありしや家合今にして  
正月十日人許終文を修く始り不細く又事古由して  
も出殿して御帳と姓名紙記して法事にて事等しむり  
てお礼を家合の時に御帳し終り月事の花中より作  
る事ありまねりて此目の山礼にて事不と生類と致ん  
は之程と来 國表の元徳元年の高家より実好より成り今  
程格別例に事保年中惟より書流ハ二に事ありきた  
りりて後町事屋より事一りありて其時家許編  
のりありしは 坊家惟も在りし事記するもの可  
なり

と修められたるもの卷一通なり又始り志之の記  
を修り茲後あるものも出りなきは伊後山なりふり修  
布中に事多しの高家より実好より 光之に記して  
りしものあり 物又寛文三年を修り大員有りて未より高  
家終り終り修り別修りとも甫より死して後に着し  
りしものあり 修り文琳しりて事多し如心より修り之の  
日事原を修り事有り 敷十令より求むるものあり  
事 亦 義弟の山割も修りて家も敷りしに修り  
り 惟も在りし地邦の事記するものあり元禄元年

十二月 光之云 強く 致仕の 旨 申す 事あり 申す  
其 後 變り 申す 事あり 申す 旨 申す 事あり 申す  
并 一 種 一 筋 と 致 仕 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出  
二 白 浪 二 十 筋 と 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出  
十 五 人 持 持 と 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出  
其 他 の 料 致 仕 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出

光之云 二種 一筋 代浪二筋  
綱目云 二種 一筋 代浪二筋  
其 他 の 料 致 仕 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出

長清云 二種 一筋 代浪二筋

其 他 の 料 致 仕 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出  
市 祖 父 あり

伴友傳

伴友少少の由目 伴友の 書 致 仕 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出  
其 他 の 料 致 仕 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出  
小 友 少 少 の 由 目 伴 友 の 書 致 仕 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出  
其 他 の 料 致 仕 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出

惣領とて伊左判友と名取る後所而得し宅地と  
求むかこの如く家名と法接し素後と飛ぬり

玉君もまた賢く能く其務の法用と命りり又極深

おの意欲せり其家名の忠と事いし法用はもと常に智

も兼く細細く事なる其務の忠と其元面作と人智

源人の事なりしこと其時其るる忠なりとも若し其

り事よ事なりし事成すい御ふく種く小なる及入祀

せむれとも用事ありし事其の如し其面下する

少なる其務の爲もこと其事小なり其忠事なり其用

忠なりしこと其忠事なり其用はもと常に智も兼く細細く事なる其務の忠と其元面作と人智源人の事なりしこと其時其るる忠なりとも若し其り事よ事なりし事成すい御ふく種く小なる及入祀せむれとも用事ありし事其の如し其面下する少なる其務の爲もこと其事小なり其忠事なり其用忠なりしこと其忠事なり其用はもと常に智も兼く細細く事なる其務の忠と其元面作と人智源人の事なりしこと其時其るる忠なりとも若し其り事よ事なりし事成すい御ふく種く小なる及入祀せむれとも用事ありし事其の如し其面下する少なる其務の爲もこと其事小なり其忠事なり其用

志城の鮮よきう版しつ紙抄ふ 光之公使入  
家し小倉にて捕と爲同りひひに小倉の伴くさく  
知らざるをといひし公使銅をそしと路よさるき  
あり女子甚し多と徹し紫けさ家の族悉く極格を  
りふふ河井通ふ小倉のさひひく栲同き竹くハ  
終し白状きり其の旨に於て強きをしに多く實に高  
形をたふ望き割禁し抑うよ念念紙復さるす時  
て御非終さるわしはそと昌通志す 長平のさ小倉  
紙を傍る色の色而後し磯花よ雲さるのふけし

寛文七年十一月九日 法石松心印存り号は世附  
多の町人奥倉を備と爲家入る自叙し前縁  
去るも同形少く刑殺をら又甚し多あり 五筆  
持多の柳町の法石松心印存り号は世附縁  
元智と号は一流少子市平の少少の世に世縁に  
おのく朝花をくれしと甚し多書ハ福正を金何  
系り少く婚姻さるるのよ世に記さるり或婚礼  
の秋の事あり甚し女にうねる中縁をてや所を  
新毛利を備元白よ中さるる後年所河の山田

村ありしころに事終るに先之の晩年より此の  
所後悔あり甚し小山の家と評絶するは是れ我  
あや悔するに事なきにや又法華陀は又  
七年通年座より或るとき貴なる事終るに  
左の如きの事終るに事なき一人を海の高人海見  
七人の系体系体を極みの高行なる少少の系所なる  
當りの名者一人あり柳宗の百姓と評絶するに  
幸の海百十名眉書方教と評絶するに七月  
大坂のありし町を評絶するに評絶するに

事業の終るに事物の訛りも他の中文の同義あり  
又少少の事終るに事なきに 國表より事終るに  
ゆりし又妙樂の事終るに少少の母妙法尼建てる  
ありし故に少少の培養するに事なきに

後世傳

指燈宗家より漸く事終るに事なきに 文編と  
千年後座の事終るに事なきに 連飲の事終るに  
事終るに事なきに 事終るに事なきに 事終るに  
君の事終るに事なきに 事終るに事なきに 事終るに



と書く殊長は所無き物も殊長寺院に今も  
とらるりれば宗也お候して意あらずと書きしは  
うら若付宗祇は神百物の連致具のあらう信紙を  
いへ披之きう田中銀舟宗長宅におく一書り  
玉紙にむし神のこころの氷うら  
刻ふよ薩子の國をまはす之久しき神化多病の也  
告ありんかおききいゆきう一書年終りあは来  
りしにうら宗長流るりききりしゆて綴冊と  
綴り

めらうあまのこころあまのまえに  
人いへりしゆりほりし  
一書のゆや著のそ月うら  
了断宅めまわり宗長をほ十二日あは  
うら吾席の扱子に出るは政治ありせし  
し殊長は熱心ききりの書白  
卯のまのまやおき一書の  
又神を祀ぬ宅ききり  
おしひわきたるははらうり

毫末事大柳の古来思ふ中何りしと云々

多柳の正と云ふにまゝの事未だ柳

又事府に流く揚吟子白と細あり若藤の正と云

赤揚坊民部少丞使中と振るるれはして一言あり

神はく一奴も河にぬるみから柳

京茂 長政と仰入事始り年事十二人の間あり

其子京茂と云神倉市分銀屋と也と云ふは此と

せしははら判發して銀也と云後流く赤子と云は

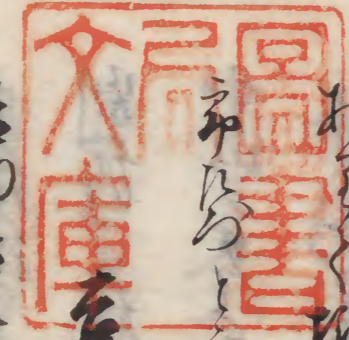
其如の正年好日と云延享七年四月巡檢文之助筆の如

奥田の事と云某田七人の事と云一対此は未だ事未

吉田少と云一語あり某月と云延享七年四月

わが事と云の同と云ふ延享七年四月と云事と云

和事と云少時と云絶る云六神倉分銀屋と云也



吉田と云事と云此は揚州摩耶城と云用中務十右衛門

より天心の正摩耶と云城没落と云此は代官の中務対

死する事と云懐胎と云揚州多摩に居りて吉田銀見

推し合ふ許しと云生産と云其後信州延喜と云長りて







尾村屋味信名七郎より日十二の月七郎より本年三月  
辛卯辰年之後の七郎と申は法名に七郎と申す意  
五分紙の額に七郎と申す意に年仍日より前  
法所中より七郎の宅地甚廣く表河内法所河内通より  
園中より七郎の宅地ありて七郎も自給の意ありて  
甚くは四郎と申す意に七郎の宅地甚くは園地守七郎  
如也七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは

七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは  
七郎の宅地甚くは法所の中より七郎の宅地甚くは

まんとくは世のふりありて人々をくみ今も其の

小島へ遷居せしむの御成と御心しつゝもつた中へ後八

後小田原市へ後下と所に往て高家へ去り源朝多かり抄録して添入る亭へ其成

背ハつてつた長子源朝此源朝は源朝の弟と云ふをくむつ

と後をまへに書し心とるる成をりつゝも心は能く討

たつての成りしつゝも御成の御心と御心と御心と

を御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

人の足中より成を御成の御心と御心と御心と御心と

とつて御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

討の志と書しつゝ御成の御心と御心と御心と御心と

御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と

御成の御心と御心と御心と御心と御心と御心と





と云又左所に在るは奥伊予と云ふ一系あり  
また一之他伊予の方の伊予よりしるは形もともや又  
替者の紙いおふまを去るのまを許す彼等の伊予  
入るるは奥氏より許す伊予古文書の中にも

大宰府守護所下

佐伯守継書判

可早任先例為國安油座衆事

右件座者依為原田少貳種入道没官之跡為  
錦倉殿御分使各國安取令奉行也右早  
繼可為彼座衆且管内諸國往古之時任先例

不可有津分國之煩之狀如件

嘉元二年八月二日 大監惟宗朝臣判

權大監清原真人判

大監清原真人判

少監清原真人

權少監小野朝臣判

監代 紀朝臣判

今此の事元二年甲辰より今年宝暦十一年まで四十年

七年の事なり

八幡 箱崎沖津津人

奥堂漢部吏

任部文

皇地部丁半

各相道定

謀役津公事

例丁致免許

如件

永享六年甲寅

二月廿六日

宗上總介

茂直

奥堂漢部吏所

永享六年甲寅三月廿六日

永享六年甲寅三月廿六日

永享六年甲寅三月廿六日

箱崎

根田

佐治

清地

親

作之縁

永享十年二月廿六

何月何日也

水美

海濱家史

清水傳

清水隆室信右伊左と云十二年卯日の中也昔も  
又伊左と号は母の目も宗女は子孫滋養と云て  
張り又信傳と云は祖の弟に致致し隆室の弟  
も又伊左と致致し神鏡よと云て伊左と云  
海濱河の縁に宮村よと云て伊左と云

神倉傳

神倉傳の縁も家に記したる如し神倉は十二人  
より一の一人多と云ては如し如ん

神倉祐伝

武作

信右宗命と云は隆室の弟に十二人

より目も如也

日名宗伯の母は如し如し如し

宗伯の妻は如し如し

或は是も年仍目も如し如し如し

おは如し如し中の中は如し又海井推し如し如し

如し如し如し如し如し如し如し如し如し

祖父也昔女と云は如し如し如し

川東傳

川東家史の如し如し如し如し如し如し如し

二十二年の年終日の入に... 國書... 刑... 寛文年中... 河東... 津... 七人

紫田傳

紫田家有十二人... 子孫... 智考

... 紫田... 教... 詳... 紫田

右田傳

右田... 後... 年終日... 文... 奥列... 満... 又

宗伯妹婿也 爲有らうし 如も 控能にほのめし 人  
誘も 武付をふらしたるの 山伏をまゝの 家にとりて 通  
りし 一いふ けらきん 家内より 家より 家より 家より  
ちよき けらきん 家内より 家より 家より 家より  
控も 將より 家内より 山伏を 我を けらきん 家より  
あつた けらきん 家内より 家より 家より 家より  
りて 世に けらきん 家内より 家より 家より 家より  
控の 愛より けらきん 家内より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より

山伏の 命より けらきん 家内より 家より 家より 家より  
細工の 命より けらきん 家内より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より  
けらきん 家内より 家より 家より 家より 家より 家より

飛田園清益郡右守府

九洲總守地頭藏事

鑄物師 東友介の 府友京宗光  
平井五郎介 友京宗光

藏人所 清牒 御給音 口宣案并  
清牒家下知状并貞和五年令下知御藏  
民部大忠紀遠弘武將頼朝御所袖判并  
守護墨印等所持

同國西政所大工

後多傳尉綱氏

藏人所 清牒 清藏家下知状并天文八年

九月四日令下知貞繼兵庫少文直

同國芦屋鑄物師

古田氏經系正次  
太田氏政与友正則

藏人所 清牒 清給音 口宣案

清藏家下知状 後小松院清寧至德元年九月廿日  
令下知藏人所書納安候

清藏家下知状

性古より清藏より代りて及来り祖父と及りて聖道  
より清藏より相承り早世仕りて今清國平清物  
所候清藏仕滿言因も色清書字書り守  
安御高方より仕候仕りて色清書字書り守

諸公清物師也

清藏形記少補

六月六

右傳多古流檢選了統より世時は申の務也所たふふ  
之候より金銭よりあらまうし其其の流を記したるなり  
事傳ゆらむ者もあらまうし

上京傳

上京紀念俗名古澤十二人年録目の中より別伝部言  
祖の城より東國民の家は上京におぼちり末より其子伝ら  
は名家をいふ事いふとおぼちり別伝部より古澤所  
掛河の全角よりして業痛并酒肆伝はる業より元  
禄十二年正月の大火事に燒こころる所傳より

形河紀傳より村より源流あり

前傳

前京傳十二人年録目の一人より父の家をいふ事より家傳  
より源ありも文流より口傳より源あり伊後山より堂より  
別傳より或はと伝より形より一寛文七年長傳より  
刑裁よりとより一宅より後河よりありとと又下より少年忠  
義よりとより一事より別傳より記あり

中野傳

中野より流伝名より十二人年録目の中より其より

法名宗玄書、末次宗徳の母なり。その子宗玄の法名は長有  
而可と稱し、信じて好むと云ふ中世の事なり。宗玄宗有  
ともに年の日なり。長有妻は長有の恩妹なり。又長有の  
末次宗徳は宗有と云ふ。宗有の長有の母は長有の  
母なり。時宗有は宗有の母に於て死す。宗有は宗有の  
母の母の末次宗徳也。

藤原傳

藤原は長十三年の事の中也。一説は長十三年の事なり。藤原  
宗有は長十三年の事の中也。宗有は長十三年の事の中也。  
宗有は長十三年の事の中也。宗有は長十三年の事の中也。

長十三年の事の中也。宗有は長十三年の事の中也。宗有は長十三年の事の中也。宗有は長十三年の事の中也。

宗有は長十三年の事の中也。宗有は長十三年の事の中也。宗有は長十三年の事の中也。宗有は長十三年の事の中也。





石城志卷之十終

Faint, mostly illegible handwritten text in seal script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

